

令和5年第4回川西町 議会定例会会議録

令和5年12月5日 火曜日 午前9時30分開議

議長 井上 晃 一 副議長 伊藤 進

出席議員（13名）

1番 茂木 晶 君	2番 鈴木 孝之 君
3番 寒河江 寿 樹 君	4番 遠藤 明子 君
5番 渡部 秀一 君	6番 寒河江 司 君
7番 吉村 徹 君	8番 鈴木 幸廣 君
9番 神村 建二 君	10番 橋本 欣一 君
11番 高橋 輝行 君	12番 伊藤 進 君
13番 井上 晃一 君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	副町長 鈴木 清隆 君
教育 長 小林 英喜 君	総務課長 奥村 正隆 君
安全安心課長 前山 律雄 君	財政課長 坂野 成昭 君
まちづくり課長 安部 博之 君	政策推進課長 鈴木 優徳 君
会計管理者・ 税務会計課長 有坂 強志 君	住民課長 近 祐子 君
福祉介護課長 原田 智和 君	健康子育て課長 小林 俊一 君
産業振興課長 内谷 新悟 君	農地林務課長・ 農業委員会 事務局長 佐藤 賢一 君
地域整備課長 大河原 孝如 君	教育文化課長 金子 征美 君
監査委員 嶋 貫 榮次 君	財政主幹 石田 英之 君

事務局職員出席者

議会議務局長 大友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 1 号)

令和5年12月5日 火曜日 午前9時30分開議

・ 諸般の報告

・ 町政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第90号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議第86号 川西町下水道事業の設置等に関する条例の設定について

日程第 5 議第87号 川西町克雪管理センター条例及び川西町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の設定について

日程第 6 議第91号 川西町へき地保育所設置条例を廃止する条例の設定について

日程第 7 議第88号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第89号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第92号 指定管理者の指定について

日程第10 議第93号 指定管理者の指定について

日程第11 議第82号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第4号)

日程第12 議第83号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第13 議第84号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第14 議第85号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算(第3号)

日程第15 議案の委員会付託

日程第16 請願の付託

請願第3号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書提出を求める請願

請願第 4 号 保育料完全無償化に係る請願

請願第 5 号 一般国道 1 3 号交差点（前山ガソリンスタンド前十字路高畠町大字
福沢地内）信号の矢印灯器の設置に係る請願

請願第 6 号 ランドセルの公費支給についての請願

本日の会議に付した事件

日程第 1 6 号まで議事日程のとおり

日程の追加

追加日程第 1 議第 8 8 号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定についての撤回について

追加日程第 2 議第 8 8 号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告を行います。

令和5年10月30日、南陽市議会本会議場において置賜広域病院企業団議会定例会が開催され、令和4年度病院事業会計決算、令和5年度病院事業会計補正予算（第1号）が上程され、それぞれ原案どおり認定及び可決されました。

令和5年11月20日、米沢市議会議場において置賜広域行政事務組合議会定例会が開催され、令和4年度一般会計歳入歳出決算、令和4年度ふるさと市町村圏事業費特別会計歳入歳出決算、令和4年度消防特別会計歳入歳出決算、組合有財産（水槽付ポンプ自動車）の取得について、令和5年度一般会計補正予算（第3号）、令和5年度消防特別会計補正予算（第2号）が上程され、いずれも原案のとおり認定、可決されました。

令和5年11月29日、東京のNHKホールにおいて全国町村議会議長など関係者が出席して、第67回町村議会議長全国大会及び第48回豪雪地帯町村議会議長全国大会が開催されました。大会では当面する重要課題の実現に向けた特別決議3件、諸課題の解決を図るための要望事項28件、議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望、また

豪雪地域の振興対策についての要望事項8件がいずれも満場一致をもって採択、決定されました。

諸般の報告を終わります。

◎町長の町政報告

○議長 町長の町政報告を行います。

町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 おはようございます。

私から、町政の報告をさせていただきます。

9月1日から20日まで、第3回川西町議会定例会が開催されました。

9月2日、第40回地酒と黒べこまつりを開催いたしました。4年ぶりの屋外での開催となり置賜公園会場での参加者は482名、持ち帰り参加者が258名と町内外から参加された方々に川西町の特産品である地酒と米沢牛を堪能いただきました。

9月26日、第2回川西町生活安全推進協議会を開催いたしました。会議では、最近の犯罪等の発生状況について米沢警察署生活安全課長から報告を受けた後、協議会会長表彰の選考結果の報告と、10月28日に開催した川西町民生活安全推進大会の実施内容を決定いただきました。

9月27日、第2回川西町自治会長連合会を開催いたしました。会議では、各地の自治会運営の状況等を報告いただき、今後の自治会の在り方について意見交換を行いました。

10月24日、本町が開催地となり令和5年度全国川西会議（ネットかわにし総会）を開催いたしました。会議では、災害時の相互支援や顔の見える交流を継続していくことを確認するとともに、職員交流事業を実施することが議決されました。

10月27日、令和6年度重要事業について、本職と議会を代表し井上晃一議長とともに中央省庁及び県選出国會議員への要望活動を実施いたしました。さきに県選出国會議員各事務所を訪問し、本町の要望事項について要望内容を説明し活動を行いました。その後、中央省庁に出向き鈴木憲和農林水産副大臣と面会し、本町の重要事業について一層のご支援をご依頼申し上げますとともに、総務省及び国土交通省に対し地方財政措置の拡充及び災害対策の推進などについて要望をいたしました。

10月28日、第14回川西町民生活安全推進大会を開催いたしました。大会では生活安全推進

協議会会長表彰、交通安全功労者表彰及び防犯ポスター、防犯標語の表彰者紹介が行われました。また、私たちが築く安全・安心の町の実現に向け、関係機関の連携、地域防犯活動と交通安全の推進、そして災害に負けないために共助を育むとの大会宣言を採択いたしました。その後、川西中学校3年生2名の少年の主張発表と、後半、アトラクションが行われました。

10月31日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

11月3日、川西町民表彰式典を挙行いたしました。

11月6日、冬季間における町民生活、産業経済活動等の安定を図るため川西町道路除雪対策協議会を開催し、令和5年度の道路除雪計画を策定いたしました。今年度の道路除雪延長は昨年度より1.4キロメートル増加し、269.9キロメートルとし、町有機械及び借り上げ機械を含め、57台の除雪機械により冬季交通の確保を図ってまいります。会議では、GPS除雪システムの本格導入により除雪状況の把握に努め、冬季間の交通確保に万全を期すことを確認いただきました。

11月20日、株式会社ニューメディアと情報発信に関する総合連携について協定書の締結式を行いました。本協定を契機に、より一層町民に対し正確で魅力ある情報を迅速に提供することを確認するとともに、本町の広報力の強化を図ってまいります。

11月21日、第2回川西町介護保険運営協議会を開催いたしました。会議では、次期計画の第9期川西町介護保険事業計画の策定案についてご説明を申し上げ、各委員からご意見をいただきました。

11月24日、本町が公益財団法人日本ホッケー協会より公式ホッケータウンに認定され、認定証の交付を受けました。日本ホッケー協会創立100周年記念事業の一環として全国19自治体が認定されたもので、今後、協会を中心に認定自治体間の交流や連携によりホッケーの普及、振興活動が行われてまいります。

11月27日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

11月29日、第3回川西町交通安全推進協議会を開催いたしました。会議では、最近の交通事故発生状況について、米沢警察署から報告を受けた後、12月11日から20日までの飲酒運転撲滅・冬の交通安全県民運動に係る実施計画について確認をしました。

以上が町政の報告であります。

続きまして、この間の入札執行状況についてご報告を申し上げます。

10月11日、工事名、消雪道路稼働調整点検業務、落札金額990万円、落札者、株式会社殖産工務所、代表取締役伊藤一壽。以下、記載の入札を執行しましたので、ご確認いただきました。

いと思います。

町政の報告を終わらせていただきます。

○議長 町長の町政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

11番高橋輝行君、1番茂木 晶君、ご両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、既に配付いたしております会期及び審議予定表のとおり、本日12月5日より12月15日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決定いたしました。

◎議第90号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

◎議第86号 川西町下水道事業の設置等に関する条例の設定について

◎議第87号 川西町克雪管理センター条例及び川西町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の設定について

◎議第91号 川西町へき地保育所設置条例を廃止する条例の設定について

◎議第88号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第89号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第92号 指定管理者の指定について

◎議第93号 指定管理者の指定について

◎議第82号 令和5年度川西町一般会計補正予算（第4号）

◎議第83号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

◎議第84号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

◎議第85号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長 日程第3、議第90号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第14、議第85号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）までの12議案を、議事の都合により一括議題といたします。

一括議題について、議事日程の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第90号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご提案申し上げます。

提案理由につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、健康保険法等の一部を改正する法律において地方税法が改正されたことにより、本条例を改正するため提案するものであります。

内容につきまして、有坂税務会計課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 有坂税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 それでは、命によりまして、私より議第90号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

本日付提出、町長名でございます。

条例改正案の内容につきましては、資料、概要によりご説明を申し上げます。

まず、1、改正の趣旨であります。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、同法において地方税法が改正されたことに伴い、川西町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

2、改正の内容。

大きく2点ございます。1点目、産前産後期間にある被保険者に係る国民健康保険税の減額。産前産後期間は、出産の予定日または出産日が属する月の前月から出産予定日等が属する月の翌々月までの計4か月、多胎妊娠の場合は、出産予定日等が属する月の3か月前から出産予定日等が属する月の翌々月までの計6か月の期間、産前産後期間にある被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額を減額するものであります。

2点目、出産被保険者に係る届出。

産前産後期間の減額に係る届出について規定するものであります。

3の施行期日等。

この条例は、令和6年1月1日から施行いたします。

2点目、改正後の本条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前によるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 町長。

○町長 続きまして、議第86号 川西町下水道事業の設置等に関する条例の設定について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計を地方公営企業法の規定の全部を適用するため提案するものであります。

内容について、大河原地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、私より議第86号 川西町下水道事業の設置等に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

川西町下水道事業の設置等に関する条例を次のように制定するものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、資料、概要によってご説明申し上げます。

議第86号資料、川西町下水道事業の設置等に関する条例の概要でございます。

1、制定の趣旨であります。

経営状況の確かな把握を図り、将来にわたり持続可能な経営基盤を確保することを目的に、

令和6年4月から下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計を地方公営企業法の規定の全部を適用するため、条例を制定するものでございます。

続いて、2、条例の内容でございます。

(1) 下水道事業の設置。

こちらは、第1条関係でございます。川西町下水道事業（以下「下水道事業」という。）として、次の事業を設置するものでございます。

①公共下水道事業。

②農業集落排水事業。

(2) 法の適用でございます。こちらは第2条関係であります。

下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するものであります。

(3) 下水道事業の管理者及び組織体制でございます。こちらは第4条関係であります。

下水道事業に管理者は置かず、下水道事業の管理者の権限を行う町長に属する事務を処理させるため、地域整備課を置くものでございます。

(4) 重要な資産の取得及び処分であります。こちらは第5条関係であります。

予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とするものでございます。

(5) 議会の同意又は議決を要する事項でございます。こちらは第6条及び第7条関係であります。

①下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、その賠償額が50万円以上の場合であります。

②負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又は目的物の価格が100万円以上のものであります。

③町がその当事者である審査請求その他不服申し立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁で訴訟物等の価格が50万円以上のものであります。

④法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る額が50万円以上のものであります。

(6) 業務状況説明書類の提出であります。こちらは第8条関係であります。

下水道事業の業務の状況を説明する書類は、毎事業年度11月30日まで（4月1日から9月30日までの分）と5月31日まで（10月1日から3月31日までの分）に作成するものであります。

す。

3、施行期日等であります。

(1) 令和6年4月1日から施行するものであります。

(2) 本条例の制定により、以下の関係条例を廃止及び一部改正するものであります。

①廃止であります。

ア、川西町下水道事業特別会計条例。

イ、川西町公共下水道整備事業基金条例。

ウ、川西町農業集落排水事業特別会計条例。

②一部改正であります。

ア、川西町水道企業職員旅費支給条例。

イ、川西町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例。

ウ、川西町手数料条例。

エ、川西町下水道条例。

オ、川西町課設置条例。

カ、川西町一般職の職員の給与に関する条例。

キ、川西町職員の定年等に関する条例。

ク、川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例。

ケ、川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

説明は以上でございます。

○議長 町長。

○町長 議第87号 川西町克雪管理センター条例及び川西町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の設定について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、差別的な表現を解消するため提案するものであります。

内容につきまして、原田福祉介護課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 原田介護福祉課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第87号 川西町克雪管理センター条例及び川西町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の設定についてご説明を申し上げます。

川西町克雪管理センター条例及び川西町農村環境改善センター条例の一部を改善する条例を次のように制定する。

本日付、町長名でございます。

詳細につきましては、別紙でご説明を申し上げます。

議第87号資料 川西町克雪管理センター条例及び川西町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の概要でございます。

1、改正の趣旨でございます。

町では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、「川西町障がいのある人も共に生きるまちづくり条例」を制定し、障害のある人も共に尊重し合う共生社会の実現を目指しております。

本町の施設管理に関する条例中、差別的な表現を削るものでございます。

2の改正内容でございます。

(1) 川西町克雪管理センター条例第7条第2号中、「精神異常者等」の文言を削るものでございます。

(2) 川西町農村環境改善センター条例第8条第2項第1号中、「精神異常者」の文言を削るものでございます。

3、施行期日。

この条例は、公布の日から施行することとお願いしたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○議長 町長。

○町長 続きまして、議第91号 川西町へき地保育所設置条例を廃止する条例の設定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、川西町立玉庭へき地保育所を令和6年3月31日をもって閉所するため、提案するものであります。

内容につきまして、小林健康子育て課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 小林健康子育て課長。

○健康子育て課長 命によりまして、私のほうからご説明申し上げます。

議第91号 川西町へき地保育所設置条例を廃止する条例の設定について、川西町へき地保育所設置条例を廃止する条例を次のように制定する。

川西町へき地保育所設置条例を廃止する条例。

川西町へき地保育所設置条例（昭和43年条例第28号）は、廃止する。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由は町長が申し上げたとおりでございます。

以上、本日付、町長名でございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長 町長。

○町長 議第88号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、特別職の職員に係る期末手当の支給割合を国家公務員の給与改定に準じて改定するため、提案するものであります。

内容につきまして、奥村総務課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 奥村総務課長。

○総務課長 議第88号をご説明を申し上げます。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

本日付、町長名でございます。

内容については、概要書をもって説明を申し上げます。

まず、概要書でございますが、1の改正の趣旨でございます。

国家公務員の給与改定に準じまして、本町特別職の職員に係る期末手当の支給割合を改正するものでございます。

改正の内容でございます。

町長、副町長及び教育長並びに議会の議員に係る期末手当の支給割合を次の表のとおり改正するものでございます。

まず、上段の表でございますが、令和5年度の支給割合でございます。

令和5年度につきましては、12月の手当について改正するものでございます。赤字の部分が改正をしている内容でございます。12月の手当を1.65月から1.75月まで、比較としまして0.1か月分の引上げを行うものでございます。

なお、下段の表でございますが、令和6年度以降の支給割合でございますが、0.1か月分の引上げにつきまして、令和6年度以降、6月と12月それぞれ支給割合を均等化を図るもの

でございます。

3、施行期日でございます。

公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。ただし、令和6年度以降の支給割合に係る改定は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明でございます。

○議長 町長。

○町長 続きまして、議第89号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご提案申し上げます。

提案理由につきましては、一般職の職員に係る給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を国家公務員の給与改定に準じて改定するため提案するものであります。

内容につきまして、奥村総務課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 奥村総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第89号、これをご説明申し上げます。

川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

提案は本日付、町長名でございます。

内容については、議第89号資料、これをもってご説明を申し上げます。

1の改正の趣旨でございます。

国家公務員の給与改定に準じ、本町の一般職の職員に係る給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するものでございます。

2の改定内容でございます。

まず(1)でございますが、給料表の改定でございます。

給料表につきましては、初任給及び若年層に重点を置きながら、全体の給料月額を引き上げるものでございます。平均して1.1%の引上げでございます。特に初任給につきましては、大卒月額で1万1,000円、高卒月額で1万2,000円の引上げを行うものでございます。

次に、(2)でございますが、期末手当及び勤勉手当の改定の内容でございます。

まず最初に、アでございますが、一般職の職員の改定内容でございます。

まず、上段の表でございますが、令和5年度の支給割合でございます。令和5年度につきましては、12月の期末勤勉手当を改正するものでございます。期末手当1.20月を改定後1.25

月に、勤勉手当1.0月を1.05月、合わせて0.1か月の引上げを行うものでございます。

なお、令和6年度以降の支給につきましては下段の表に記載をしておりますが、6月、それから12月にそれぞれ引き上げ分について均等化を図るものでございます。

続きまして、再任用職員でございます。

令和5年度の支給割合につきましては、12月で支給割合を引き上げるものでございまして、12月の期末手当0.675月を0.7月、勤勉手当については0.475月を0.5月に引き上げると、合わせて0.05月の引上げでございます。この引上げ内容については、令和6年度以降につきましては、一般職と同様、6月と12月にそれぞれ支給割合の均等化を図るものでございます。

3の施行期日でございます。

今回の改正につきましては公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。ただし、令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合に係る改定は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明でございます。

○議長 町長。

○町長 議第92号 指定管理者の指定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、川西町浴浴センター、川西ダリヤパークゴルフ場及び川西町営小松スキー場ロッジの指定管理者を指定する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、内谷産業振興課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 内谷産業振興課長。

○産業振興課長 命により説明いたします。

議第92号 指定管理者の指定について。

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

公の施設の名称、川西町浴浴センター、川西ダリヤパークゴルフ場、川西町営小松スキー場ロッジ。

指定管理者となる団体の名称、株式会社ダリヤパークサービス。

指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりです。

本日付、町長名でございます。

以上です。

○議長 町長。

○町長 続きまして、議第93号 指定管理者の指定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、川西町総合運動公園、川西町民総合体育館、川西町総合運動公園クラブハウス、川西町総合運動公園ホッケー競技場（天然芝・人工芝）、川西町総合運動公園多目的運動場の指定管理者を指定する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきまして、金子教育文化課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 命によりまして、私より議第93号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

指定管理者の指定について、次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、川西町総合運動公園、川西町民総合体育館、川西町総合運動公園クラブハウス、川西町総合運動公園ホッケー競技場（天然芝・人工芝）、川西町総合運動公園多目的運動場。

指定管理者となる団体の名称、一般社団法人川西町スポーツ協会。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

提案理由は、町長が申し上げたとおりでございます。

本日付提出、町長名でございます。

以上でございます。

○議長 町長。

○町長 議第82号 令和5年度川西町一般会計補正予算（第4号）をご提案申し上げます。

令和5年度川西町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,521万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億7,491万9,000円とするものでございます。

以下、内容につきまして、坂野財政課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げ

げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、私から議第82号 令和5年度川西町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

令和5年度川西町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条につきましては、ただいま町長が申し上げましたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

本日付提出、町長名でございます。

それでは、先に第2表のほうからご説明を申し上げます。

第2表、債務負担行為補正、追加として6件ございます。

まず、1つ目でございますが、ただいま議第92号でご説明を申し上げました指定管理料に係るもの1件目が浴浴センター以下、パークゴルフ場、小松スキー場ロッジに係る指定管理料。期間は令和6年度から8年度まで3か年の設定でございます。限度額は1億6,800万円でございます。

続いて、2つ目でございますが、議第93号でご説明申し上げました川西町総合運動公園以下、体育館、クラブハウス、ホッケー競技場、多目的運動場に係る指定管理料でございます。

期間は令和6年度から令和10年度まで5年間の設定でございます。限度額は1億9,060万円でございます。

続いて、次の3件につきましては、幼児施設のLED化に係るリース料の設定でございます。

まず、1つ目でございますが、子育て支援センター内の照明のフルLED化に係るリース料。期間は令和6年度から令和10年度まで5年間でございます。限度額は220万円。

続いて、川西町立小松保育所内照明設備のフルLED化に係るリース料。期間は令和6年度から令和10年度まで。限度額は280万円でございます。

続いて、川西町立幼稚園内照明設備のフルLED化に係るリース料。これは北斗幼稚園、美郷幼稚園2つの園がございまして、この期間につきましては、令和6年度から令和10年度まで5年間の設定でございます。限度額は590万円。

続いて、川西町立川西中学校長寿命化改修工事に係る改修工事積算資料一本化修正業務及び設計再積算業務。期間については令和6年度1年度分でありまして、今年度からスタートいたしまして来年度にかけて実施するもので、この債務負担行為の設定を行うものでございます。限度額は393万円でございます。

続いて、第3表であります。地方債の補正、変更で2件でございます。

まず、1つ目、災害復旧事業、補正後の限度額は6,610万円で、1,410万円の増でございます。これは道路、河川の単独災害復旧に係る起債の増でございます。

続いて、過疎対策事業。補正後の限度額は9億5,240万円でございます。310万円の増で、小学校給食設備、大塚小の給湯器の交換工事に係るものでございます。計、補正後の限度額14億3,352万4,000円、1,720万円の増額でございます。

第1表関係につきましては、別紙の資料でご説明を申し上げます。

一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

初めに、歳出であります。性質別に補正額を申し上げまして、主な内容をご説明申し上げます。

ナンバー1、人件費、補正額は2,226万7,000円の増額でございます。こちらは議員経費、期末手当以下、三役給与費等、一般職員の給与費等、会計年度任用職員の報酬等に係る補正であります。給与改定及び人員配置に合わせた増減の補正を行うものでございます。

続いて、ナンバー2、補助費等3,739万1,000円の増額でございます。このうち障がい介護給付事業、前年度国庫負担金返還金といたしまして、1,022万8,000円の増額。これは令和4年度の障がい者自立支援給付費、障がい児入所給付費の精算に係る返還金でございます。

続いて、一般廃棄物収集運搬事業、千代田クリーンセンター分担金として1,847万円の増額。これは令和4年度の災害ごみ処分に係る分担金の増に対応する補正でございます。

続いて、ナンバー3、物件費1,957万7,000円の増額。このうち小学校事務経費、各小学校の電気料といたしまして815万3,000円の増額。これは電気料の高騰に伴う増額補正を行うものでございます。

続いて、ナンバー4、維持補修費5,000万円の増額。これは冬期交通確保事業、道路の除雪委託料の増額を行うものでございます。

続いて、ナンバー 5、扶助費2,145万2,000円の増額。このうち障がい介護給付事業費、自立支援給付費等でありまして784万3,000円の増額。その下、子育て支援医療事業、子育て支援医療扶助費として1,362万9,000円の増額でございます。

続いて、ナンバー 6、普通建設事業費（補助）3,169万8,000円の増額。このうち産地生産基盤パワーアップ事業、農業施設等整備補助金2,779万円の増額。これは精米施設整備に対する補助でありまして、2分の1の国庫補助金の増額を行うものでございます。

続いて、次のページになりますが、ナンバー 7、普通建設事業費（単独）341万円の増額でございます。このうち小学校給食業務経費、ボイラー交換工事の請負費ということで314万6,000円の増額等でございます。

続いて、ナンバー 8、災害復旧事業費（単独）1,418万3,000円の増額。公共土木施設災害復旧事業（単独）の工事請負費の増額を行うものでありますが、昨年被害を受けた道路、河川の単独復旧費の増額補正でございます。

続いて、ナンバー 9、積立金3万円の増額。本間喜一顕彰基金管理事業積立金として、寄附を頂いた分の積立てを行うものでございます。

続いて、ナンバー10、繰出金2,479万4,000円の減額でございます。このうち介護保険事業特別会計繰出金391万6,000円の増額。これは事務費繰出金の増によるものでございます。

その下、下水道事業特別会計繰出金2,871万円の減額。これは、流域下水道維持管理負担金の減によるものでございます。

歳出合計 1億7,521万4,000円の増額。

続いて、歳入であります。ナンバー 1、国庫支出金821万2,000円の増額。このうち障害児入所給付費等国庫負担金441万7,000円の増額。これは、国の2分の1負担分の増でございます。

続いて、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金324万2,000円の増額。これは氏名の振り仮名法制化に係るシステムの整備補助でありまして、住基ネットシステム並びに戸籍付票システムの整備に係るものでございます。

続いて、ナンバー 2、県支出金3,347万円の増額。このうち障がい児入所給付費等県負担金220万8,000円の増額。これは国と同じく県の負担分4分の1の負担分の増を行うものでございます。

続いて、医療給付事業費県補助金257万9,000円の増額。これは、子育て支援医療事業に係る補助金の増額でございます。

続いて、産地生産基盤パワーアップ事業費県補助金2,779万円の増額。これは、精米施設整備に係る補助金の増でございます。

続いて、ナンバー3、寄附金3万円の増額。これは、越知専様より頂きました寄附金でございます。これは先ほど歳出で申し上げた積立てを行うものでございます。

ナンバー4、繰入金1億834万6,000円の増額。このうち財政調整基金繰入金9,674万1,000円の増額と、子育て支援基金繰入金1,134万9,000円の増額。これは、子育て支援医療事業へ繰入れを行うものでございます。

ナンバー5、諸収入795万6,000円の増額。このうち置賜広域病院企業団過年度構成団体負担金の精算金770万9,000円の増額。

続いて、ナンバー6、町債であります。1,720万円の増額。小学校施設整備事業債並びに公共土木施設災害復旧事業債の増額を行うものでございます。

歳入合計1億7,521万4,000円の増額。

なお、この補正後の財政調整基金残高は4億7,803万円となりまして、令和5年度の標準財政規模に占める割合は7.2%となります。

説明は以上でございます。

○議長 町長。

○町長 議第83号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を提案申し上げます。

令和5年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出からそれぞれ3,169万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,590万8,000円とするものであります。

以下、内容につきまして大河原地域整備課長から説明をさせますので、よろしく申し上げます。

○議長 地域整備課長 命によりまして、私から議第83号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

令和5年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正でございます。

第1条第1項につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付提出、町長名でございます。

詳細につきましては、概要によりご説明申し上げます。

議第83号資料、令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

1、歳出でございます。

1款総務費36万8,000円の増額。こちらは給与改定による人件費の増でございます。

3款施設費3,205万9,000円の減額。こちらは最上川流域下水道置賜処理区維持管理負担金の減額によるものでございます。

合計3,169万1,000円の減額でございます。

2、歳入。

2款使用料及び手数料298万1,000円の減額であります。こちらは下水道使用料でございます。

5款繰入金2,871万円の減額。こちらは一般会計繰入金でございます。

合計3,169万1,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。

○議長 町長。

○町長 続きまして、議第84号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）をご提案申し上げます。

令和5年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ753万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,570万8,000円とするものでございます。

以下、内容につきまして、原田福祉介護課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、私から議第84号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

令和5年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによ

る。

歳入歳出予算の補正第1条第1項につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付提出、町長名でございます。

詳細につきましては、別添資料にてご説明を申し上げます。

議第84号資料、令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要。

1、歳出でございます。

1款総務費653万6,000円。

主な内容につきましては、介護保険システム改修委託料の増、628万1,000円。給与改定に伴う増、25万5,000円でございます。

2款保険給付費補正額はゼロでございますが、高額介護サービス支給事業内組替えでございます。生活保護受給者分が186万円の増額、一般分が186万円の減額でございます。

3款地域支援事業費100万3,000円。これは、給与改定に伴う増でございます。

歳出の合計が753万9,000円でございます。

2、歳入でございます。

1款介護保険料13万7,000円の増額。主な内容といたしまして、特別徴収分が12万9,000円、普通徴収分が8,000円でございます。

3款国庫支出金337万1,000円の増額。地域支援事業の交付金23万1,000円、介護保険事業費補助金が314万円でございます。

4款県支出金11万5,000円の増額でございます。地域支援事業交付金でございます。

7款繰入金391万6,000円の増額でございます。一般会計からの繰入金となります。

歳入の合計が753万9,000円でございます。

以上でございます。

○議長 町長。

○町長 議第85号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）をご提案申し上げます。

第1条、令和5年度川西町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条以下、内容につきましては、大河原地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、私から議第85号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第2条、令和5年度川西町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で申し上げます。

第1款水道事業費、4億5,505万8,000円、222万9,000円、4億5,728万7,000円。

第1項営業費用、4億2,233万5,000円、222万9,000円、4億2,456万4,000円。

第3条、予算第4条本文中「資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億3,831万3,000円は消費税資本的収支調整額1,116万2,000円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1億2,715万1,000円で補てんするものとする。」を「資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億3,931万3,000円は消費税資本的収支調整額1,125万2,000円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1億2,806万1,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出。

第1款資本的支出、2億7,491万5,000円、100万円、2億7,591万5,000円。

第1項建設改良費、1億2,278万8,000円、100万円、1億2,378万8,000円。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものであります。

職員給与費、3,737万7,000円、97万1,000円、3,834万8,000円でございます。

本日付提出、町長名でございます。

詳細につきましては、概要によりご説明申し上げます。

議第85号資料、令和5年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）の概要であります。

まず、収益的支出であります。

1款水道事業費1項営業費用1目原水及び浄水費15万円の増額であります。こちらは備用品費の増額ということでバッテリーの購入費でございます。

2目配水及び給水費160万9,000円であります。

主な内容としましては、給与改定に伴う増額ということで、こちらは公務系職員の費用となっております。続いて、漏水修理等による委託費の増額でございます。

4目総係費47万円。こちらは業務系職員の給与改定に伴う増額でございます。

続いて、資本的支出でございます。

1款資本的支出1項建設改良費1目配水設備改良費100万円の増額でございます。こちらは287号バイパスの関連による設計委託の増額でございます。

説明については以上でございます。

○議長 ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時55分といたします。

(午前10時38分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑ではなく、総括的な質疑となるようご留意願います。

11番高橋輝行君。

○11番 人勸関係の一括だから、これでいいんだよね。タブレットもなかなかまだ慣れていないんだから。紙ベースで頂きました。

新聞の切り抜きなんですけど、政府はということで総理大臣、政務三役、給与の増額分を国に自主返納するということで、アップの改正については賛成するけれども、頂いたものをいわずに国に返納すると。総理大臣、以下報道のご案内のとおりです。これを見まして我々公職選挙法という、総理大臣も選挙で戦って当選ですから、どういうもんかなというふうに思ったんです。よく考えてみますと鈴木憲和代議士も今度副大臣になったのかな、つまり俺流の考え方、町長ね、俺流の捉え方ですけども、三権分立ということになりますと我々は立法府ですよ、で、町長。町長は行政府と。つまり、鈴木憲和代議士は衆議院議員の部分については立法府になりますけれども、副大臣になったから、つまり総理大臣と同じく立法府側、行政府側となりますよね、こういう分け方になるのかな。だけれども、もらったものを返す、返納するということは寄附行為にならないかと、こういう疑問を持ったんですけども、なんないんだよね。この理由なんですけれども、なぜ総理大臣等ですけども、総理大臣でいいでしょうね。総理大臣が人事院勧告の引き上げる内容について国庫、国に返

納する、国庫と書いてある新聞はね、給与増額分。これは、この新聞の中では、世論の批判を受けと書いてある。世論の批判というのは様々支持率下がったから、これが原因なのかというふうに思うわけですが、それだけではなくて、ここに世論の批判、何か批判を感じたんでしょうね、総理大臣は。いろいろありますよね、私は一生懸命していると思うよ。テレビのちょっと前置き、議長長くなりますけれども、これ大事なことなんです。プライムニュースなんか見ろというもんだからBS見るんですけれども、様々の先生方、議員でないものはあんまりちょっと、インチキくさくて一生懸命見ないんですけれども、評論家なんかは、岸田さんはやることをやっているよと、ただ情報の発信のやり方が下手なんだなという、その言葉だけはぱくっているんですよ、俺、うそだなと思って。その中で、一生懸命やっているのに、世論の批判はあったにせよ、何も国庫に頂いたものを返納することはないんじゃないかというふうに、人勧ですよ、議長、これは人勧の関係ですからね。

それなんですけれども、これは公選法には違反しないんですか、このいわゆる総理大臣以下、これは88号が特別職、89号が一般職ですから、今、私は今回提案されておる88号のことを言っているわけですが。ちなみに、この議第89号については、私は人勧どおり速やかに実施すべきものというふうに理解をしております。

私が今申し上げているのは議第88号ですよ。これは事務方に聞いたほうがいいのかな、これは公選法に違反しないのですか。よくそこのところ不勉強なんです、3回質問できるんでしょう、1回目の大枠お尋ねします。

○議長 奥村総務課長。

○総務課長 ただいまの高橋議員からいただいた質問でございますが、今回特別職の内容で今ご質問ありましたが、いわゆる選挙を経て当選をされた方々につきましては、こういった給与関係についても返納というような取扱いをする場合にあっては、公職選挙法、これに抵触をするというふうに捉えているところでございます。公職選挙法には、選挙で選ばれた方々については抵触をするというふうには捉えておるところでございます。

ただ今回、国のほうの例を今出されましたが、内閣総理大臣関係、それから政務三役、副大臣なり政務官もろもろと国では特別職様々ございますが、特に国の特別職の中でも内閣総理大臣あるいは政務三役関係については、国の給与の法律がございまして、この中で、いろいろ調べてみますと附則事項の中に国庫返納という場合もありまして、そういった場合については公選法には抵触しないというような条項があるようでございますので、内閣総理大臣、あるいは国務大臣関係については、その法律の中では抵触をしないということが明記をされ

ております。

以上でございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 ルールは3回ですから、2回目。

原田町長、今、事務方の総務課長から大変分かりやすい内容、概要だったんですけども、つまり一般職、提案されている内容について88号の特別職の人勸に関する内容を質問したんで、そのことを奥村課長に大変分かりやすくご説明いただいたわけですけども。この89号の一般職については、これは先ほど説明があったのかな、給与の月額の上昇の内容、4月まで遡ってということに給与が支給される内容。2つ目は期末勤勉手当、それぞれのアップの内容ということで、これが89号。これは繰り返しになりますけれども、私は完全にこの人勸のルールにのって早めに払うなど言ったって決められた日があるわけだから、これは、そのルールどおりになるかと思えますけれども、これは、お支払い当然だというふうに思うんです。これについて、まずひとつコメントを簡単にいただきたい。

2つ目の、議長ちょっと長くなってごめんね、ちょっと大事ですからね。88号の特別職については、いわゆる首相、政務三役、つまり大臣、副大臣、政務官等と。これに該当する人は、特別な規定というか条項があつて公選法には違反にならない内容になっていると返納しても、こういう説明だったと思うんです。

ところが、知事とか、あるいは町長とか、あるいは知事となれば県会議員とか、町長となれば、副町長、教育長も含まれますよね、議員もですよ。ここの新聞にありますとおり世論の批判というものがあつたとしますよ、世論の批判。ここで返納するということになりますと、これは公選法違反、こういうことでしょう。総務課長。

そこで、3回だけなんでちょっと踏み込みますよね。原田町長にお伺いします。

まず1つは、岸田総理、俺、一生懸命やっていると思うんですよ。私が自民党党员だから言うわけじゃないけれども一生懸命やっている。ところが世論調査もいろいろありますよね。しかし、それを受けたかどうか分かりませんが、今の物価高の問題か、ウクライナの問題かよく分からないけれども、それを新聞には書いてないから、その批判をいわゆる感じて国庫に返すんだと、こういう内容です。これについては原田町長、末端のというとおかしいけれども、総理とも何回もお会いになったことがあると思うんです。原田町長ぐらいになれば、県の町村会の会長までした人だから、お一と言えば官邸には、これは行く機会が何回かあつたと思うんですけども、どうですか、一生懸命しているので返納しなくていいんで

ないかと、国庫にね、思うんだけど、世論の批判というのは原田町長は感じられますか。

それと、むしろ今度原田町長に置き換えた場合、過日の、ちょっと踏み込み過ぎかもしれませんが、例えです、議長。分かりやすく例え。例えば東やまこさんの問題、息子さんの問題、決着ついた。決着ついたということはやっぱり時間差がありまして、原田町長と議会側の議員は、かなり前に精算なつたし議決なつたなという思いなんですけれども、やっぱり時差でないけれども、津波でないけれども、町民の伝わるまで時間差があるのね。そうすると1億1,000万円、8,000万円は、ちょっとこれはテレビ入っていますからね、遺族の方のことも考えなければなりませんけれども、分かりやすく言えば8,000万円の保障分はしゃうねんでないかと。しかし7年間ぶ投げた、何もしてこなかったということがないけれども、そうすれば3,000万円でしょう、厳密に言えば二千八百何ぼですよ。俺は8,000万円と3,000万円合わせて1億1,000万円のいわゆる遺族側に議決したと、議会はですね、提案があったものについて。こういうふうに言っているわけですよ。

さらに三菱鉛筆、2つ目ね。三菱鉛筆さんの問題でしょう。これ副町長も小さい声でしたけれども、びっくりしたと。これが正直な、鉛筆部門だけですけれども全体の20%ということですが、まさか飯豊町のそんな立派な建物が空き家というか、建物があるということ私情報不足だったんですけれども、さすが企業ですよ。すぐ建てるではなくて、もし貸していただけのものであればということで結果的に、三菱鉛筆さんの大企業ですね、川西町で一番ですよ、鉛筆部門が飯豊町さんに決定でしょう。実はその議会の過日、後藤町長とも町長室へアポなしで行ったんです。いいとこさ来たなということで説明を受けたんですけれども。輝行君よと、川西町の大企業を断ったんだと、何としてもということだったんで、そうかと。川西町でよいと言え、じゃ、うちの倉庫を貸すよと飯豊町がね。何回も断ったと。そういう後藤町長うそ言わないでしょう私に。そういう説明でした。ここで、副町長は原田町長言わない分を正直に鈴木副町長は言われたんでしょう、びっくりしたと。後藤町長の話はそれ以上やっちゃうと今度飯豊の町長室に入れないとわるいから、あと言いませんけれども、びっくりしたということでしょう。

それで、原田町長、岸田総理の返納した感想を質問したでしょう。2つ目は町長に質問なんです。そういうことから言えば、安部さんの遅延損害金の問題については、我々7人の私も含めていわゆる保守系ともくされる当日欠席で、はまらない議員もおりましたけれども、13人のうち7人の半数を超える議員で井上議長に預けて、3,000万円認められないと遅延損害金は、町長に伝わったかどうかは後日検証したいんですけれども。ところが当日欠席した

議員もおったんで、これは多数決では負けちゃったけれども、議会側ですよ、8,000万円はいいけれども3,000万円は駄目だと、こういうふうにはっきり意思表示はしているんです、ところが町民には伝わらないんです。議員何やっているんだと、でしょう。これ大変ですよ、年末。

しかも、この88号について認めれば、私も幾ら増額になるか分かりませんが、26万5,000円が1万円アップいただいて27万5,000円でしょう。それをベースにしたいいわゆるアップの分が、この条例が人勧どおり議決となれば、一般職はいいですよ、私も含めた町長も含めたいいわゆるアップ分が含まってくるとこういう状況でしょう。私は、これは頂けるものなら何でもいいということ、輝行はそういうやつだというものもあるけれども、頂けるものは頂きますよ。しかし筋の通らないことについては27万5,000円を毎月頂いて、そして間もなく50万円のボーナスでしょう。おまえら何やっているんだと、おまえらというと失礼ですよ、おまえはと。この責めについてはやっぱり議員としての議決する1票はあるわけですから、この特別職のアップの改正については、私は反対しなければならないというふうに。

しかし、総理に戻りますけれども、自民党の党員の一人として、アップ分は賛成しながら返納していると。また戻りますけれども、返納は、今度は公職選挙法違反と。この辺が12月15日最終日にこの議決の内容が出てくるんですけれども、賛成をすれば、今言ったことと私の政治信条のつじつまが合わないということと、返納すれば、これは公職選挙法違反でしょう。原田町長もそうですよね。我々より基本額が多いから原田町長のベースアップ分は多いんですよ、町長そうでしょう、基準額が多いわけだから基礎のベースが。東やまこさんの問題と三菱鉛筆の問題で世論。原田町長室は今ボタンを押しても入れないからね、総務課通らないと中に入れなくなったから、あんまり聞こえないかもしれないけれども。私については何ぼもでもないけれども、どうなっているんだと。特に山新来ていますけれども、すばらしい飯豊町の倉庫の写真でしょう、倉庫の写真。もう最初から三菱鉛筆を、呼び捨てで申し訳ないけれども、もう分かったって局長、もうやめるから局長。余計なこと言わなくていいの、何言ってるの、やめるから。それで、いわゆる批判ですよ。この批判を考えれば、私だけでなく。申し上げたいのは原田町長だけでなく、今まで私はそういう批判をしてきたきらいはありましたよ、東やまこの問題について。しかし、三菱鉛筆を考えたときに原田町長、ここからが質問です。やめますよ、局長、あなたに指図されなくても、大友さん。

原田町長、今言った遅延損害金については7人の、あなたのところに伝わったかどうか分からないよ、井上議長にはやったんだ、反対だと。しかし1票差、さっき言ったよな。議員

の数が当時足りなかったから同数で、議長決裁でその予算が通らない、こういうシナリオだったんですけれども、1人議員がいなくなっちゃったから欠席だから、これはしょうがないね。その中で、いわゆる2つの問題ですよ。

まとめに入りますね。

岸田さんは、そういう世論というところで返納だけれども、原田町長は東やまこさんの問題の遅延損害金も含むその問題と三菱鉛筆、これは原田町長の責任ではない部分は十分分かりますよ。しかし町民は、何だ飯豊町は、先ほど途中大友さんが変な動きするから途中になっちゃったけれども、新聞で小さい写真だったけれども山新さんね、あれで選ばれて、もう三菱鉛筆は飯豊に行くことがもう決まっておったんだと。あんなすばらしい建物準備して、川西町は土地は自分で買わせて三菱に、そして、町道分だけはただでけっちゃったと。そして、しかも去年の8月の水で水増しついたら、財政だと。そこはやっぱり三菱鉛筆さんも考えますよね、これ。そして、その後二井町の自治会などから様々出ているようですけれども。

いずれにしても、この責任は原田町長、これはあると思うし、まだ説明をしなければならぬと思います。これが質問です。しかも、私はその内容を7年間、私は途中で自殺されましたときには議員でなかったんです。ここに名前をかじよしますけれども、それはいたでしょう、そのときの議員。私は途中から復活になってきているから7年分の4年の責任はありますよ。しかし7年の責任は数えられる議員がずっとぶん投げてきたんですよ、7年間。そういうふうに思えば議員も同罪なんですよ。ですから町長だけではなくて、返納されるものであれば返納すべきもの。返納する方法はあるわけですよ、町長、辞めればいいわけですよ。バッチつけたり、町長選にでたり、これはさきの一般質問でもありましたけれども、そう強く指摘された議員もおりましたね。その検討結果が、進退について原田町長何もおっしゃらないで後日というような含みのある内容だったんで、それが明日の同僚議員からの質問で何と言うか非常に楽しみなんですけれども。まさか6期目まだ出るなんていうことは語らないと思いますけれども、

○議長 高橋議員に申し上げます。

全体の範囲を離れる話にいかないようによろしくお願ひします。

○11番 ちょっと待って。あなたね、全体の範囲って、全体の背景を分からないで井上議長ね。

議長、ちょっとあなた、そこまで言うのだったら、今回の人勸の内容、ここでちょっと申し上げる内容でないけれども、あなたに申し上げておきます。人勸の内容について、当局か

ら井上議長に会って、それを各常任委員会の委員協議会に話をすることを了解したでしょう。これはおかしいんですよ。寒河江 司さんが委員長、俺が副委員長だけれども、諮問して、そして、いいですかという、今回、井上さんよく考えてよ。人勧の説明を最初にさせておいて、常任委員会に委員協議会にして、そして、後づけの議運でしょう、そして後づけの全協でしょう。ここちょっとよく考えて。私に指摘する前に議長としての、いわゆるちゃんとした考え方を持ってやっていただかないと、町長側から要請を受けたから何でも受けるということでは駄目なんです。これは議長室で申し上げようかと思ったけれども、ここであなたがそう言うんで、だから全体大事なんです、これ。

そんなことで質問に戻ります。

○議長 簡潔、明瞭をお願いします。

○11番 分かりましたと言っているの、井上さん。

○議長 分かったなら、そのようにしてください。

○11番 分かりましたというの。分かりましたって、内容をよく聞いて、あんたどこまで分かっているの。

原田町長、その責任といった場合に、私は返納、町長であって返納すれば、これは公職選挙法、辞めれば返納できるわけで、というような論法にもなるわけですが。

明日の一般質問、まずはどういう答えをされるか分かりませんが、質問される内容も分かりませんが、見出しだけですけれども、町民は大きな関心がありますよ、井上議長。だから私は前触れで絡めながら言っているような状況ですが、人勧の内容から提案の内容は外れていないわけですよ。るる申し上げましたけれども、これが2回目の質問と指摘事項です。お答えください。

○議長 町長。

○町長 地方公務員、公務員の職務を遂行するに当たって給与等に係る部分につきましては、民間と公務員との格差を是正し均衡を図るという大きな目的がありまして人事院勧告制度があります。今回、ご提案する内容は国が勧告された内容を受け、さらには国会での審議等を受けながら可決成立した内容で、職員の給与の改正について提案を申し上げますとともに、勧告の中に特別職についても盛り込まれておりましたので、手当の0.1か月の増額の提案をさせていただいたところでございます。

その内容について、議会の中でご審議いただきながら様々ご議論を交わしていただきながら、その妥当性などについて協議いただければありがたいなというふうに思います。

高橋議員から様々ご意見いただきました内容についても、私自身重く受け止めているところでもありますので、提案させていただいた内容については、人事院勧告によって、特に一般職については人材確保、さらには人件費がやはり改善しないと生活が大変だという、そういった日本全体、経済の再生、こういったところも踏まえた形で勧告が出された内容でありますので、ぜひご理解賜りたいと思います。

○議長 高橋議員。

○11番 議長、私の質問全部答えてないよ。整理して答弁させて。あんた聞いているでしょう。議長、自分の感性でやっちゃ駄目よ、休憩なら休憩してよ。

○議長 暫時休憩いたします。

(午前11時25分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前11時28分)

○議長 町長、特別職の給与に関する高橋議員のご質問に対して、ご回答をお願いいたします。
町長、原田俊二君。

○町長 さきの答弁でも触れましたけれども、今回の人事院勧告の中には特別職の0.1か月の増額も含まれておりましたので、その趣旨に沿って議第88号については提案申し上げたところであります。それを返上するかどうかということについては、改めて付託させていただきますので、その中で協議をいただきながら判断していただきたいというふうに思っております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 3回目なんでね、議長。議長に注文をつけるというのは加藤俊一さん以来なんですけれども、しっかりやってよ。自分の感性であんまりやられたら、こっち困っちゃうからね。私も500票いただいて10期目の当選だからね、重くちょっとみてちょうだい。

原田町長。何回も原田町長も5期目がまもなく終わるわけでしょう。あと半年もたたないうちに3か月で終わるんでしょう。だから5掛ける4だから五四20年ですよ。ずっと私も途中公選法違反で捕まったり公民権停止だったりしているけれども、原田町長に何回も申し上げたんですけれども、事務方の答える内容と、優秀な事務方がいるわけだから鈴木副町長以下。事務方の答える内容と町長がトップとして答える内容とちょっと分けてちょうだいよ。

先ほどの民間格差だって、私その程度も分からないと思っているの、町長。かなり侮辱されていますよ。学校の生徒じゃないよ、俺。原田町長、人勤の民間格差云々って言ったでしょう、議長。それぐらい分かりますよ、私。そのことを何であなたお話しして説明を前にするの。そこが問題でないでしょう。一般職は民間格差あなた言うとおりに、それを何も越えて、それはいいと言っているわけでしょう。そして、答弁が議長から再答弁を求められたとおりに、特別職の部分について、これを言っているわけですよ。

もう一回質問繰り返します、原田町長。よくちょっと、何かなめてもらってという表現は不穏当になっちゃうと困るんだけど、学校の先生と生徒でないよ、頼むよ。

もう一回質問するよ、原田さん、町長。特別職については、奥村課長言うとおりに。

じゃ、奥村課長もう一回聞きますよ。原田町長が、るるありましたよね。原田町長という立場で、あるいは町会議員、私が返納することは公選法違反、こういうふうになるわけでしょう。それをまず総務課長お答えください。

そこで原田町長。聞いているの、町長。あのね、議長からテレビ入っているのに注意を受けながら大事なことから私聞いているんだよ、真面目にちょっと聞いてください。目を見れば分かりますよ、なんてマスクしてっからだけど。真面目にちょっと聞いてちょうだいよ。あまり音立てるなど言われているけれどもちょっと頼みますよ、しかも改選期まもなくですからね。あしたの一般質問で何と言うか分からないけれども、また出るなんて言ったら大変なことになりますよ。だからこれやっぱり言うべきことは言う。質問ですよ、まずは奥村課長には、そういう原田町長なり私が自主返納すると、これは公選法違反かと。違反だということを知りましたけれども、分かりやすく例えて言ったときどうなのかと、これは奥村課長に、事務方にお答えいただきたい。

それで原田町長、自主返納ということは違反だとするならば、9月の議会で固有名詞は申し上げませんが、やっぱり責任ということを感じたから報酬の半分にしたんでしょう、でしょう、責任。報酬を半分にしたのは責任でしょう。うなずけないの、責任でしょう。しかも三菱鉛筆については質問に入っていますよ、副町長は言いたくなかったけれども、原田町長に代わってですよ、びっくりしたと、三菱が飯豊町に行くのはと。

ここで議長、ちょっとコマーシャルいつも入れてあれなんですけれども、飯豊町の町長は、飯豊の議会側に、飯豊の後藤町長は11月年明けて町長選ありますよね。三菱鉛筆さんを飯豊町で受け入れていいかという相談をしているんですよ。三菱鉛筆がいいか悪いかとって別の企業だったらいろいろ資料ありますけれども、川西町にあります三菱鉛筆の20%分だけと

いうけれども、飯豊町でその企業を受け入れていいかという飯豊町議会に飯豊町の後藤町長は相談をしているんですよ。そして、町長、来てくれるところがあれば受けたらいいんでないかということになって、それでもいいかということで議会側に相談をし、飯豊町議会ですよ、隣の町ですよ、そして受けることになったと。ここ輝君よく分かってくれと、いやいやそのことで私は来たんでないんだという場面あったんですけども。

ところが原田町長は、三菱鉛筆のことについては報告ということでしょう。私、議運でも言いましたよ。一番最初ありましたからね、議会運営委員会。それで皆さん、一年生議員の人も経験してください、議運というのは大事よ。私は相談か報告かと言ったんです。報告ってなんですよ、声大きくなりますよ。報告なら何も書いだものだけでもいいでしょう。飯豊町議会は川西町のこと、ここは大事ですよ、井上さん、あなたも源流の森に行っているから、そういうところ大事にしなきゃならないのよ。相談をしたと言っているんですよ。2回ほど私町長室で言いましたよ。そして、いや来てくれるもんであればと、ただ大事なことは川西町によく断らないと、そうだなと。いわゆる当局側といわゆる町長側と議会側がタイアップして議会に相談したと。あとやめますけれども、原田町長は報告でしょう。我々何なの議員は、そうでしょう議運委員長。私が言ったでしょう議運のときに報告か、三菱ことは相談かと言ったんです、あなたは報告と言ったんですよ。声が大きくなりますよ、何も興奮しているんじゃないよ、テレビも入っているからね。私頭悪くなっているんでないの。我々なんですか議員というのは。3人の新人議員がいわゆる13人のうちの半分のふだ取ったという、これは私も反省しなければならない。結局、二東三文の議員かという町民もおりますよ。私は二東三文と二東三文足したら何ぼになると言ったら、何ぼ足しても二東三文だという。私は二東三文と二東三文を足せば四東六文になるかと思ったら違うというんです。そういう一つの表現ですけども。町長、相談でなく報告と言ったでしょう。だとするならば、締めに入りますけれども、井上議長、ここの岸田総理は世論の批判で返納でしょう、原田町長の場合世論でなくて現実問題として、東やまこさんの問題7年も解決できなかったと、5期20年務めている中で7年とすれば3分の1でしょう、3分の1の期間ですよ。大事な職員の後始末できなかったと、ここはあなた現実問題でしょう。その責任を我々も放置しておったというのであれば、私も7年分でなくて、計算すれば7年のうちの4年分は私責任ありますよ。7年責任あるのは数えてみますよ。そんな置広の負担率案分でないから、そんなことはできないでしょうけれども。この岸田総理の世論の批判というよりも、原田町長の場合は現実問題として、職員のもごさかった、かわいそうだった、同じ轍を踏めない言いながらも、5期20

年のうち今度出たら6期目でしょう。そうしたら川西町のブランドというものは、紅大豆でないけれども、あなた自身が壊してきたんですよ、というふうに言わざるを得ないというふうになるわけですよ。そして、三菱鉛筆でしょう。相談でないんだもの。私は今度なる町長は、やっぱり町民を代表する付託を受けた、あななも付託を受けたかもしれないけれども、我々13人も付託を受けて200票の人もいますし、私のように500票の人もいたり、あるいは2,000票いるんだっけ、忘れた。相談ですよ。相談をする町長。こういう町長を上げなければ町は困ったもんですよ、これ。あなたは報告なんですよ、こういう町長は要りません。相談ですよ、そして、いい町をみんなで作っていきましょうと全員野球でしょう。何ぼ大谷選手とかイチロー選手が優秀でもライトとピッチャーでセンターまでフライ取りに行きますか。やっぱりセンターはセンター、レフトはレフトでいるわけでしょう。その初心をあなたは完全に忘れちゃっている。そういう意味で私は、まず課長、公選法違反。公選法違反でそれをすり抜ける方法があるんです。これは、お辞めになって、その遅延損害金のいわゆる3,000万円を自主返納していただくと、こういう方法があるわけですよ、ウルトラCですけども。そんな大したウルトラCでないよね。そういうことが9月の議会で指摘されたわけでしょう、一般質問で、議会壇上で。私も遅延損害金で言いました。井上議長、聞いたでしょう。あななもその中で署名書いているわけでしょう、7人の中にね。そしたら議長という最大の権限の中で輝行の質問が長いからなんて注意するよりも、あなたも一緒に書いたあの署名はまだ生きているわけですよ。遅延損害金駄目だと、井上議長。それをやっぱりやっつけていかなきゃ。しかし3か月間何にもないわけでしょう。そして、あと町長選。1人選ぶんですよ、町会議員1週間前に手を挙げた方も4年前におりますけれども、違いますよ、町長選。3、4か月しかない中で、まさかあした一般質問で、まだ6期目やりますと、だれもいなければなんては言わないと思うんですけども、こんなこと許せませんよ。私は想定ですけども。

まず、今日の質問、人勧ですよ、井上議長。お答えください。返納する方法はお辞めになって、そして返納する方法があります。ただ公選法については、あなたから聞くのではなくて総務課長から。これは3回目の質問です。議長、私の趣旨、あなたも遅延損害金について駄目だという署名しているわけですからね。うそ言っていないでしょう。その中で、ちゃんと答弁を引き出してください。

取りあえず一括議題に対する内容です。その後分科会等ありますから、最終日にこの案件が出てくるわけですけども、議案が。いろいろ申し上げましたけれども、総務課長、そして原田町長、ご答弁いただきます。

○議長 奥村総務課長。

○総務課長 今ありました質問でございますが、最初に申し上げましたとおりに公職選挙法に基づいて選出されました町で言えば町長、それから議会の議員の方々につきましては、今回の特別職の給与の返上ということになりますと寄附行為に当たるといふふうに思いますので、公職選挙法に抵触するおそれがあるということでございます。

○議長 町長。

○町長 議第88号につきましては、人事院勧告に従った形で特別職の給与の改正が示されたので提案を申し上げたところであります。議員各位の慎重な審議をいただきながら、内容等について精査いただき、ぜひ提案内容をご理解賜りたいと思っております。

以上であります。

○議長 原田町長。高橋議員の質問の趣旨にはなかなか沿わない回答になるかと思いますが、その辺りをご配慮いただきたいと思えます。

原田町長。

○町長 高橋議員から大変厳しいご意見をたくさんいただきましたので、そのことも踏まえながら議案審査に当たっていただきたいというふうに思っております。私からすれば、提案させていただいた内容でご審議を賜りたいということでもありますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長 暫時休憩いたします。

(午前11時45分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時48分)

○議長 町長に申し上げます。

高橋議員の88号に対する質問の考え方について、町長のご答弁をお願いします。

○町長 繰り返しになりますけれども、様々なご批判をいただいていることは重々承知しております。そのことも私としても重く受け止めながら、今回は提案をさせていただいておりますので、その分科会審査なり、議会の中で協議いただきながら、どのような形で結論を見いだすのか、議員各位のご意見を賜りながら判断をさせていただきたいと思えます。

最終的には、よしとしなければ否決ということになるわけでもありますので、そのことをさ

らに重く受け止めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思いま
す。

○議長 休憩します。

(午前 11時49分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前 11時53分)

○議長 ここで休憩します。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前 11時53分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 1時03分)

○議長 午前に引き続き一括質疑に対する質疑を始めますが、午前の高橋議員の質問の中で、
議第88号 川西町特別職の職員の給与に関する質問に関して、町長に対し川西町の現状を考
えた中で、この議案を提案されることが適切なかどうかということに関しての回答を求め
る質問がありました。

(「そういう質問をしてないよ」と言う人あり)

○議長 違いますか。

休憩します。

(午後 1時04分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 3時38分)

◎日程の追加

○議長 休憩中、議会運営委員会が開催されましたが、その協議結果について議会運営委員会
委員長より報告がありますのでお聞き取りください。

議会運営委員会委員長、寒河江 司君。

○議会運営委員会委員長 6番寒河江です。

私より議会運営委員会の協議結果をご報告いたします。

高橋議員からの質疑内容について、町長の答弁を含め協議をしたところ、議第88号について町長から一時棚上げしたいとの発言がありました。

これからの議会手続については、町当局から議案の撤回の申入れを受け、これについて採決することと決定いたしました。

採決の後、許可されれば議案の再提案となります。

以上、よろしく願います。

○議長 休憩中、町長から本日提出された議第88号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを撤回したいとの申出がありました。

お諮りいたします。川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いますが、これにございませぬか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加し議事を進めることに決定いたしました。

◎議第88号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての撤回について

○議長 追加日程第1、議第88号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての撤回について、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第88号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容を修正させていただきたいと考えましたので、議案内容の修正のため撤回をさせていただきたいと思ひます。よろしく願ひします。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております議第88号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての撤回についてを許可することにご異議ございませぬか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は許可することに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。議第88号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを追加日程にさらに追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、追加日程にさらに日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。

◎議第88号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 追加日程第2、議第88号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてについて、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長。

○町長 議第88号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、特別職の職員に係る期末手当の支給割合を国家公務員の給与改定に準じて改定するため提案するものでございます。

内容につきまして、奥村総務課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 奥村総務課長。

○総務課長 それでは、命によりまして議第88号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

改正する条例の内容については、別紙の概要にて説明を申し上げたいと思います。

議第88号資料、川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

1、改正の趣旨でございます。

国家公務員の給与改定に準じて本町特別職の職員に係る期末手当の支給割合を改定するものでございます。

2の改定内容でございます。

町長、副町長及び教育長並びに議会の議員に係る期末手当の支給割合を次のように改正するものであります。

令和5年度の支給割合でございますが、令和5年度については、12月の手当について改正を行うものでございます。12月の手当1.65月を改正後1.75月として0.1か月分を引き上げるものでございます。

なお、表中下にただし書を記載しておりますが、ただし令和5年12月に支給する期末手当における町長、副町長及び教育長に係る支給割合については、1.65とするものでございます。

なお、このただし書につきましては、88号の議案に資料戻りましたが、議案の第1条、第2条の間でございますが、附則に次の1項を加えるということ、この中でこの内容を記載をしているものでございます。

概要に戻りますが、この改正内容について令和6年度以降の支給割合でございますが、これについては、令和6年度以降については、6月と12月にそれぞれ0.1か月の引上げ分を均等化をして支給をするというような改正でございます。

3の施行期日でございます。

公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。ただし令和6年度以降の支給割合に係る改定は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案内容でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑でなく、総合的な質疑となるようご留意願ひします。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長 日程第15、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定により、日程第3、議第90号川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第14、議第85号

令和5年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）までの12議案を内容審査のため既に配付いたしております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願第3号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書提出を求める
請願

◎請願第4号 保育料完全無償化に係る請願

◎請願第5号 一般国道13号交差点（前山ガソリンスタンド前十字
路高島町大字福沢地内）信号の矢印灯器の設置に係る請
願

◎請願第6号 ランドセルの公費支給についての請願

○議長 日程第16、請願の付託を行います。

今回受理いたしました請願は4件であります。

請願第3号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書提出を求める請願。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員吉村 徹君。

吉村 徹君。

○7番 7番吉村です。

請願書 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書提出を求める請願。

請願者 山形県社会保障推進協議会会長 高木紘一。

住 所 山形市飯田西1-2-30であります。

請願の趣旨。

来年秋に計画されているマイナンバー保険証への一本化を見直し、従来の健康保険証も使用を継続できるよう、国に対して意見書を提出されるようお願いいたします。

請願の理由。

政府は現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化

し、マイナンバー保険証に一本化するとしています。

マイナンバー保険証については、他人の情報がひもづけられる誤登録が8,441件にも上ったことが明らかになっています。県内の開業医の団体である山形県保険医協会が5月24日から6月1日に実施したアンケート結果によれば、オンライン資格確認システムを運用する医療機関201件のうち、トラブルがあったのは132件、65.7%に上りました。トラブルの内容では、「保険者情報が正しく登録されていなかった」が44.7%で最も多く、「カードリーダーやパソコンの不具合により読み取りできなかった」が34.7%、「マイナ保険証の不具合」が13.1%と続きました。

オンライン資格確認だと資格確認が簡単とか、すぐに患者の情報が分かるというメリットが説明されていますが、同アンケート結果では、「資格があるのに該当者なしと表示される」「給付割合に相違がある」などの実態も報告されています。また、資格確認ができなかったため、医療費を一旦10割患者に請求した事例が「1、2件あった」という医療機関が8件あったなど、「オンライン資格確認の拙速な義務化は、医療機関、患者双方に大きな負担をかけています」としています。

さらに、災害、停電等によるシステム障害の際には、マイナ保険証では被保険者情報が券面で確認できないため、保険診療そのものができなくなる可能性も否定できません。

政府はマイナ保険証を登録しない人には、申請がなくても資格確認書を交付することを方針としていますが、資格確認書交付のための健保組合や自治体の事務負担が増大することは必至です。

現状ではマイナ保険証の利用率は5%程度にすぎません。それでも、これほど多くのトラブルが発生しており、このまま現行の健康保険証を廃止すれば混乱を来し、誰もが医療を受けられる国民皆保険制度の根幹が揺るぎ、必要な医療にアクセスできなくなる事態につながりかねません。また、個人情報保護の観点からも、情報流出、漏えいなどの重大な懸念も生じています。

以上のことから、国に対して①マイナ保険証のトラブルの原因を究明し、トラブルが起こらない抜本的なシステムを構築すること、②マイナ保険証と並行して、現行の紙の保険証を廃止せず使用できるようにすることを要望します。

以上です。

○議長 本請願は産業厚生常任委員会に付託いたします。

請願第4号 保育料完全無償化に係る請願。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員高橋輝行君。

- 11番 この請願書はべろべろと書かれたことを読み上げるというシステムでなくて、今後研究しなければならないという感想を申し上げながら、請願第4号 保育料完全無償化に係る請願について説明を申し上げます、紹介議員として。

なお、請願の概要、趣旨を説明いたします。

保育料無償化に係る請願。

少子化が進行し、国は今年こども家庭庁を創設し、また全国各地でも子ども・子育て支援を重要課題とし、全国が競い合って実現に向け取り組んでいることはご案内のとおりであります。

当議会では政策提言において子育て世代への支援充実を図るため、保育料について全ての所得階層の世帯を無償化するよう、かねてから町に提言してきました。段階的に取り組む姿勢はありますが、いまだ完全実施に至っていないことは甚だ残念でなりません。

白鷹町では有利な財源として過疎債ソフト事業を活用し、既に完全無償化を図っております。子ども・子育て支援策は少子化対策のみならず、将来にわたって地域づくりの大きな対策であり、町民は町の、そして議会の本気度を見ております。議会として、過疎債ソフト事業を活用し全ての所得階層を対象に速やかに保育料無償化を実現するよう、議会として町に働きかけてくださるよう請願をいたす内容でございます。

令和5年11月27日。

請願者、大字時田2316番地の13、前美郷保育園の保護者会会長でありますけれども、堀内浩太郎です。

以上の内容であります。

所管委員会におかれましては、慎重審査の上、採択いただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

以上であります。

- 議長 本請願は産業厚生常任委員会に付託いたします。

請願第5号 一般国道13号交差点（前山ガソリンスタンド前十字路高島町大字福沢地内）信号の矢印灯器の設置に係る請願。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員高橋輝行君。

○11番 それでは、私から請願第5号 一般国道13号交差点（前山ガソリンスタンド前十字路高島町大字福沢地内）信号の矢印灯器の設置に係る請願について説明を申し上げます。

なお、請願の概要、趣旨については記載のとおりであります。以下説明を申し上げます。

一般国道13号（前山ガソリンスタンド前十字路高島町大字福沢地内）信号の矢印灯器の設置に係る請願の趣旨でございます。

国道13号は福島県から秋田県まで3県にまたがる大動脈の役割を持つ大変主要な一般国道で、交通量が非常に多く車両が混み合う状態にあります。

そのような中、当該交差点においては特に山形方面から本町に右折しようとする場合は、直進車両が停止する赤信号時に辛うじて右折できる状況であります。大変右折しにくく、交通の支障になっていることはご案内のとおりであります。

本町の産業や観光振興にとっても大変重要な東玄関口として位置づけされ、その重要性を鑑み、当該交差点信号について矢印灯器を設置していただきたく、これまでも要望を継続してまいりました。当議会として安全で円滑な交通のため矢印灯器の設置に向け、山形県公安委員会をはじめ、関係機関に対し働きかけてくださるよう請願するものであります。

令和5年11月27日。

請願者、川西町大字吉田3609。

前町議会議員、島貫 偕。

以上の内容であります。

所管委員会におかれましては、慎重審査の上、ご採択いただきますよう重ねてお願いを申し上げます。説明に代えさせていただきます。

以上であります。

○議長 本請願は総務文教常任委員会に付託いたします。

請願第6号 ランドセルの公費支給についての請願。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員高橋輝行君。

○11番 それでは、3つ目の請願ですけれども、私から請願第6号 ランドセルの公費支給についての請願について説明を申し上げます。

なお、請願の概要、趣旨については記載のとおりでございます。

ランドセルの公費支給についての請願であります。本請願も先ほどの請願第4号と同じく少子化対策、子育て支援策として子育て世代から要望されているものと捉えております。

小学校に入学するに当たり準備するものの中で一番最初に頭に浮かぶものがランドセルだと思います。親や祖父母が購入するのが一般的だと思います。購入は子供の喜ぶ顔を思い浮かべて楽しみな半面、高額でありますので負担感を感じる方も多いことと存じます。

子供の数が減っておる中で、ランドセルを公費で購入し配布いただけると保護者負担が軽減し、その分でほかの準備を充実できるものと思うところでもあります。子育て支援策として、ぜひ保護者負担の軽減に取り組んでいただけるよう、議会として町に働きかけていただきますよう請願をいたすものであります。

ちなみに、私の当局からきた内容ですと来年度は88人でしたかね、そういう内容の数字なども併せてご審査の中でご検討いただきたいと思います。

令和5年11月27日。

川西町大字下奥田1516-6。

高橋大安。

以上の内容であります。

所管委員会におかれましては、慎重審査の上、ご採択いただきますよう、これについても重ねてお願いを申し上げます。

以上、説明に代えさせていただきます。

○議長 本請願は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって、本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 4時01分)